

科目名 Subject Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
権利擁護と成年後見制度Ⅱ Advocacy and Adult Guardianship Ⅱ		2年	後期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態		授業の性格	
2単位	講義	選択	(社会福祉士国家試験受験資格取得必修)	
当該科目の理解を促すために受講することが望まれる科目				
日本国憲法、行政法Ⅰ、行政法Ⅱ、民法Ⅰ、民法Ⅱ等の法律に関する科目				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
権利意識、規範意識を育てるに有効な法律に関する科目、社会福祉士受験資格指定科目				
担当者に関する情報				
氏名	研究室の場所	オフィスアワー	電話番号・メールアドレス	
高須則行	非常勤講師室	出講日	授業中に指示します	
授業の概要				
この授業では、成年後見制度の基本的な仕組みや申立の流れと日常生活自立支援事業の概要を理解する。				
授業の到達目標				
①成年後見制度の基本的仕組みや申立の流れについて理解できるようにする。 ②日常生活自立支援事業を理解できるようにする ③成年後見制度と日常生活自立支援事業との関係を理解できるようにする。				
授業の方法				
受講者はグループに分かれて、教科書を読みこみ、どのような内容が書いてあるかをまとめ、発表してもらい、みんなで討論してもらう。				
学習の成果				
社会的弱者に援助をする社会福祉士の仕事は、鋭い人権感覚を必要とします。それは社会的弱者が人権を侵害されたと理解するためには、その前提としてその社会的弱者が人権を有していることを知っていなければならないからです。つまり、私たちに人権を有しているという意識を持っていなければ、その人権が侵害されたということも意識することができないからです。ところで、社会的弱者が人権を侵害されたとしても、それを回復する制度を知らなければ、非常に大切な人権といえども絵に描いた餅になってしまいます。そこで、この授業を通して、侵害された人権の回復手段を知ることができます。具体的には、 ①成年後見制度の基本的仕組みや申立の流れについて理解できる。 ②日常生活自立支援事業を理解できる。 ③成年後見制度と日常生活自立支援事業との関係を理解できる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	権利擁護と成年後見制度Ⅱのいざない			
第2回目	法定後見制度全体の概要			
第3回目	成年後見の対象者			
第4回目	成年後見人の役割			
第5回目	成年後見人の権限・義務			
第6回目	法定後見の開始の審判の請求権者			

第7回目	任意後見制度	
第8回目	任意後見監督人選任の申立て	
第9回目	成年後見業務の特徴	
第10回目	善管注意義務	
第11回目	身上配慮義務および本人の意思尊重義務	
第12回目	成年後見制度の運用状況	
第13回目	日常生活支援事業創設の背景	
第14回目	日常生活自立支援事業の仕組みと内容	
第15回目	まとめと試験	
成績評価の方法と基準		
評価の領域	割合	評価の基準
授業参加態度		
レポート	60%	教科書の適切な理解と整理
調査報告書		
小テスト		
中間・学期末試験	40%	基本的知識の理解
発表内容（態度含む）		
その他		
教科書と参考図書		
〈新・社会福祉士養成講座19〉『権利擁護と成年後見人制度〔第2版〕』（中央法規）		
履修上の心得・ルール		
テキスト・六法は必ず持つてくること、板書の内容は整理してノートに取ること		